

十二、(財)福島県文化振興基金

表6 福島県文化振興基金

54~60年度(I・II期)の助成事業実績(単位:千円)

区分	件数	金額
1. 成果発表事業	1,590	144,179
総合	52	11,658
美術	374	39,129
音楽	350	34,959
演劇	62	5,677
文学	497	33,229
舞踊	59	6,030
映画	17	1,166
生活文化	15	1,392
文化財の保護	8	787
郷土史誌	156	10,154
2. 発表会等への参加事業	48	9,462
3. 文化団体への事業費	34	12,150
4. 文化財の保護事業	159	15,373
有形文化財	39	5,391
無形文化財	120	9,982
合計	1,831	181,164

〔助成事業〕

一、成果発表事業……文化活動を自ら行い、その成果を地域の住民に広く発表する場合に助成するもので、対象となる部門は、表六の十部門である。

現在、基金を活用し事業を行つている文化団体等は年間三百件を超え、設立以来これまでに千八百三十一件、およそ一億八千百万円の助成を行つてゐる(表6)。

円に達しており、ここから生ずる利息により、県内の文化団体等の事業費の一部を助成している。

事業運営の原資となる基本財産は、昭和六十年九月末現在五億六千八百万円に達しており、ここから生ずる利息により、県内の文化団体等の事業費の一部を助成している。

当基金は、県民による自由で創造的な特色ある文化活動を推進するため、昭和五十四年に設立された。

事業運営の原資となる基本財産は、昭和六十年九月末現在五億六千八百万円に達しており、ここから生ずる利息により、県内の文化団体等の事業費の一部を助成している。

の発表会に参加する場合に助成の対象とする。

十三、福島県文化センター

三、文化団体への事業費……全県的な連絡調整を目的とする県組織の文化団体に対し助成する。

四、文化財の保護事業……社寺等の所有する市町村指定の文化財の保護事

業に対し助成する。

また、基金では県内文化活動の進展に伴い、昭和六十一年度より制度の一部を改正し、助成率・助成金の適用方法・助成の回数等について見直すとともに、新たに、全県的な講演会等の開催事業も助成の対象とすることにした。

なお、助成事業は一年を二期に分け申請書の受け付けを行つてある。

〔顕彰事業〕

地域の文化活動に関し優れた成果を修め、本県文化の普及・向上に貢献した個人及び文化団体を表彰するもので、設立以来これまでに二十四個人ならびに十五団体を表彰している。



文化講座 (郷土史講座)

県文化センターは文化会館と歴史資料館の二館からなる複合施設であり、ともに財團法人福島県文化センターが管理運営を行つてている。

そのほかの舞台芸術として、県民参加によるパレエ、吹奏楽、三曲演奏の各種公演を行つた。各々が初公演以来約十年目をむかえる団体に成長し、今後とも一層の隆盛が期待されている。

さらに、県文化センターの学習事業としての各種講座をはじめ、歴史・郷土関係の展示・公開事業を用意し、いわゆるカルチャーセンターとしての事業の促進も行つていて。

六十年度の県文化センター事業は表7のとおりであり、県民が均しく舞台芸術を鑑賞し、学習事業に参加できる

